

平成26年度 第2回 ひたちなか市子ども・子育て審議会 会議録

1. 日時	平成26年8月28日(木) 14:00~17:20
2. 場所	ひたちなか市役所 企業合同庁舎2階 大会議室
3. 出席者	<p>【委員】(50音順) 大内委員, 岡田委員, 川崎委員, 川又委員, 上林委員, 関山委員, 谷口委員, 寺沼委員, 照沼委員, 永山委員, 広瀬委員, 宮木委員</p> <p>【事務局】 <福祉部> 黒沢部長 <福祉事務所> 久保田所長 <児童福祉課> 井上課長, 鈴木課長補佐, 川崎課長補佐兼保育係長, 沼田主幹, 苫米地主事, 仲田主事 <教育委員会総務課> 岩崎課長, 一木課長補佐兼係長, 萩野谷主任 <学務課> 石崎課長 <青少年課> 阿部参事兼課長, 栗田係長 <健康推進課> 小泉技佐</p>
4. 傍聴者	なし
5. 協議事項	<p>(1) 子ども・子育て関連規則について ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準(案) ②家庭的保育事業等に関する基準(案) ③保育の必要性の事由に係る就労の下限時間(案)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援事業計画について ①教育・保育施設に係る計画(案) ②地域子ども・子育て支援事業に係る計画(案)</p> <p>(3) その他</p>

1. 開会

2. 会長あいさつ
(略)

3. 協議事項

(1) 子ども・子育て関連規則について (①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準(案) ②家庭的保育事業等に関する基準(案))

事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。

(資料 NO.1, 2, 3, 4)

質疑応答及び意見交換の主なものは次のとおり。

【委員】

前回の資料で0歳～3歳は居宅での保育が多く示されていたが、その理由は何か？

【事務局】

保育所を利用するには保育に欠ける必要がある。両親が就労しているかが1つの要件となる。保育に欠ける必要性がない場合、幼児教育を受けるのは3歳になってからである。そのため、3歳未満児については居宅での保育が多く示されている。

【委員】

今度の子ども・子育て新制度では、そのような制限を撤廃するような方向で進めていくのか。居宅で保育を行う家庭の中には、就労ができず、居宅での保育を余儀なくされている家庭もあるのではないかと。また、本市では保育士が十分に確保できるのか。

【事務局】

保育士の確保については非常に難しい部分である。現場の意見をお伺いしたいのだが、保育所側の意見としてはどうか。保育士を募集している状況等をお聞かせいただきたい。

【委員】

職業安定所に申し込んだり、新聞に広告を折り込んだりして募集をかけている。最近、新聞をとらない方も多いためホームページの中でも募集をかけている。また、人材派遣会社が多くあり、東京からも登録がある。本来は直接採用するのが望ましい。登録だと、年収の3割は紹介料を支払う必要がある。大規模施設では説明会を開き、多くの学生を確保する場合がある。新卒者の確保は早めに行わないと厳しい状況になる。

【委員】

大規模施設などは採用しやすいかと考えられるが、小規模保育事業や家庭的保育事業は、保育士資格の要件を厳しくすることで対応していけるのか。現在、本市に待機児童はいないが、利用者が増える場合を想定しているのか。条例等を定める際に、保育士資格の要件は柔軟性を持たせないと、対応に苦慮するのではないかと。

【事務局】

国は、働く女性の底上げをして国力を維持していきたいという成長戦略がある。本市でも

そういった受け皿が必要であると考えている。後の説明でも本市の子どもの数の見込みについて説明させていただくが、本市の人口は、なかなか伸びていかない傾向にあるため、既存の保育所の定数でも対応できることが推測される。そのため、保育の質を下げても受け入れていくことは、現段階では必要ないと考えている。今後、増えることが見込まれた際には、再度審議会に諮りながら議論を深めていくことが必要である。また、子ども・子育て支援法においても、子どもを育てるのは親という前提がある。受け入れ態勢を高めていくなど、本市で安定的に子どもを育てていくにはどうしたらよいかを見据えていく必要がある。まずは、現状を重く受けてとめて、今後の見込みが変わるようであれば、もう一度審議会に諮っていくことも必要と考えている。

【会長】

保育所の実状をみていくと、安全性や保育の質の確保という観点から、厳しい基準は必要である。この基準について、変更を余儀なくされた場合は審議していくことでよいか。

【委員】

本市の考え方は、国の基準で定めた「市長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者と市長が認めた者」をあえて外したということによいか。幼稚園では、保育士と幼稚園教諭の両方の免許を取得している職員が大半であるが、保育士資格を取得していない職員もいる。例えば、幼稚園を退職した場合、そういった人材の活用も考慮しての今回の基準であるのだろうか。

【事務局】

そういったことも考えられる。しかし、小規模保育事業 C 型と家庭的保育事業以外は保育士資格を求めている訳であり、待機児童がない本市において、保育の質を下げても、小規模な保育所に公的資金を入れて、受け入れを確保する必要があるのかということが議論にあるべきだと考えている。家庭的保育事業等の基準をよく読んでいくと、非常に厳しい運営が課される。他市町村の情報では、基準が厳しいために、なかなか新規参入事業者がないとのことである。この家庭的保育事業等は厳しい基準を設けなくても、元々の基準でも参入できない小規模事業所もでてくると想定される。現状を捉えると、国の基準でもよいが、これまでの本市の質の高い保育を培ってきた民間幼稚園や民間保育所の取り組みを継続していくためにも、まずは質の高い保育を本市は目指すべきであるということで、今回の独自基準の提案となった。

【会長】

それでは、①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準（案）と②家庭的保育事業等に関する基準（案）については、事務局のご提案どおりに進めていく形でのよいか。

【委員】

異議なし。

(1) 子ども・子育て支援新制度について（③保育の必要性の事由に係る就労の下限時間（案））

事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。

(資料5)

質疑応答及び意見交換の主なものは次のとおり。

【委員】

事務局の示した、子どもは親が育てるというのは昔の考え方ではないか。まず、審議の本当の目的は何なのかを聞きたい。今回の子ども・子育て支援新制度の真の目的は何か。今現在、市で何かを立ち上げて近隣市町村の人口の奪い合いになってしまう。本市の考え方は本当にこれでよいのか。他市町村が64時間の下限時間を設けているから本市も横並びにしたのか。48時間の市町村もあるようだが、本市は48時間にしないのか。

【事務局】

64時間にするにあたっては、公的資金も入っている中での保育であるため、財源が限られているという点もある。他市町村の傾向も踏まえて、下限時間を設定したが、これまで64時間で運用してきた本市の経緯を踏まえて、現行と同じ下限時間としていきたいと考えている。

【委員】

事務局の考え方も理解できるが、今後のあるべき姿は子どもを預けて働くという観点が主になるのではないか。

【事務局】

現在の64時間でも、預けて働くことに十分に対応していると考えている。しかし、保育所側からも、委員の考え方と同じように子どもは保育のプロに預けてくださいといった話もある。保育所側の意見としてはどうか、改めてお聞かせ願いたい。

【委員】

本市としては、子どもが育てやすい市をアピールして、他市町村から若い世代に来てもらうことで、少子化問題を上向きにしていく目的があるのではないか。

【委員】

今回の子ども・子育て新制度の真の目的は、人口を増やしていく事ではないか。少子化問題は長い時間を要すると考えられる。本市が他市町村と横並びというのは、市として具体的な考えがないのではないか。各市町村同士でアピールをしても近隣の人口の奪い合いになってしまうという現実もあるが。また、3歳までは親が育てるという観点では先進国と比較してどうか。昔は大家族で保育ができたが、現代の核家族の保育は地域全体でサポートしていくことが重要である。本市としては独自性を出してもよいのではないか。

【会長】

他の委員さんはどのようにお考えか。

【委員】

先程の委員さんの意見と同じ考え方もある。子どもを生み、育てることが大きな目的であるとする。子どもの人口を増やすことを最終目的にした時にどうすればよいか。制度が変わる中でも重要なのは、本市として何を充実させて支援していくのかを審議会の中で話し合うことだと考える。

【会長】

発言にもあった自由な発言というのは、(2)の②地域子ども・子育て支援事業に係る計画(案)でもご審議いただきたい。就労の下限時間については今回の審議で定めなければならず、ご審議いただきたい。

【委員】

下限時間を設けなければ、誰でも預ける事ができ、虐待等の問題もなくなるかもしれないが、行政として定める基準は必要なのではないか。

【委員】

子どもを育てるのは親という前提の考え方には賛成である。

【委員】

本来、フルタイムで働きたい家庭を考慮すると、64時間より短くする必要性はないと考える。

【委員】

将来的に子どもを預ける場は重要である。64時間を下限時間として定めるにあたり、他市町村と横並びでよいという考え方は留意していただきたい。

【事務局】

今回、多くの委員さんから貴重なご意見をいただき、改めて審議を深めていくことが重要であると考えている。本市として子どもを育てやすい環境をさらに考慮していかなければならないと考える。

【会長】

公的資金のもとで定める基準として、③保育の必要性の事由に係る就労の下限時間(案)については、事務局のご提案どおりに進めていく形よろしいか。

【委員】

異議なし。

(2) 子ども・子育て支援事業計画について

事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。

(資料NO.6)

質疑応答及び意見交換の主なものは次のとおり。

【委員】

那珂湊にファミリーサポートセンターの窓口があることや遊座医院で病児保育事業を行っているのは知らなかった。

【事務局】

ご意見のとおり、まだご存知ない方も多くいるかもしれないので、今後は広報活動に努めていきたい。

【委員】

一時預かりを利用したが、予約制のため急なときには利用ができないことがある。急なと

きにも利用できる施設が増えるとよいのではないか。

【委員】

水戸市には子育て支援・多世代交流センター「はみんぐぱーく・みと」(以下：はみんぐぱーくみと)があり、孫が行くのを楽しみにしている。土曜日には父親が連れて行き、母親は日々の子育てから開放され、父親は子どもの成長を実感できる場所である。外から見ても室内の様子が分かり、いつでも利用が出来るような開放感のある場所である。はみんぐぱーく・みとの様な施設は、現代の子育て環境には重要な場所である。本市は住みやすい環境なので、これから何かを建てるときには、はみんぐぱーく・みとのような施設があるとよいのではないか。小さい時から育てて住みたいと思っていただけることが重要ではないか。

【事務局】

(2)の②地域子ども・子育て支援事業に係る計画(案)の内容にも係るご意見である。この流れで②についても審議していただきながら進めていきたい。

【委員】

子育て支援の活動を行っているが、はみんぐぱーく・みとには感激した。土日も行っており、本市にも必要な施設である。本市は子育てサロンは多くあるが、枠が決められており、1ヶ月前からの予約が必要なこともあり、利用のしづらさがある。本市にも、学童や図書館、一時預かり等が併設された子育て支援の施設があるとよいのではないか。

【会長】

他の委員さんはどのようにお考えか。

【委員】

子育て支援センターを転々としている母親は多く見受けられる。また、一時保育の問い合わせが多く、全ての方が利用できないときもある。

【事務局】

今回の皆様のご意見を、次回の審議会では本市の子ども・子育て支援事業計画案に組み込んでご提示していきたい。

【会長】

時間の配分もあるので、(2)子ども・子育て支援事業計画について(①教育・保育施設に係る計画(案))について事務局からご説明いただきたい。

(2)子ども・子育て支援事業計画について(①教育・保育施設に係る計画(案))事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。

(資料NO.7)

質疑応答及び意見交換の主なものは次のとおり。

【委員】

認可外保育所のニーズとは具体的には何があるのか？

【事務局】

資料NO.6をご覧になっていただくと、認可外保育所の円グラフで保育サービスや教育内容を非常に重要視して選んでいる事が示されている。教育内容の他に、立地や入所の要件を

問わず、気軽に利用できる場所もニーズとして示されている。また、所得によっては認可保育所よりも保育料が安い世帯もあり、今回のアンケートではそのような潜在的なニーズが示されている。

【委員】

子ども・子育て支援事業計画については、5年後に見直しがありますよね。

【事務局】

5年が一期である。法律上は評価を与えながら見直しを加えていくことも規定されている。今回は、アンケートの結果に左右される一面もあるが、本市における実際の幼児期の教育・保育の需要は安定している部分もある。ただし、教育・保育の利用定数については各施設とも十分に話し合いながら決めていく必要がある。今後については、市内の民間幼稚園と民間保育所が一同に会した勉強会を開き、その後、各施設とのヒアリングの中で具体的な数値を確定していき、次の子ども・子育て支援事業計画案としてご提示させていただきたい。

【会長】

(2) 子ども・子育て支援事業計画について(①教育・保育施設に係る計画(案))については、事務局のご提案どおりに進めていく形でよろしいか。

【委員】

異議なし。

(2) 子ども・子育て支援事業計画について(②地域子ども・子育て支援事業に係る計画(案))事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。

(資料NO.8, 9, 10, 11, 12, 13)

質疑応答及び意見交換の主なものは次のとおり。

【委員】

(1)の協議では、保育の質を重視している本市の考えに共感したが、学童クラブに関しても保育事業と同じように指導員を配置する際に保育士が望まれると考えるが、現状で保育士が集まらないのはなぜか？

【事務局】

勤務条件や待遇の問題が考えられる。本市は賃金ではなく謝礼での支払いとなり、有償ボランティアとして位置づけされている。交通費が出ないという点もあり、待遇改善に努めていく必要がある。

【委員】

学童クラブの重要性はあるが、まず学校の協力体制は弱いのではないか。教室に空きがないとのことだが、改築する学校については学童クラブを視野に入れているのではないだろうか。もう少し教育委員会が協力的にならなくては駄目なのではないか。また、学童クラブの職員については退職した団塊世代の雇用を視野に、処遇改善だけではなく、ボランティアの意識も必要とされるのではないか。対象学年については、6年生まで拡大すべきである。縦のつながりを考えると、学童クラブにおいて、別の学年との交流が図られることは重要である。

【事務局】

本市でも、学校と協力体制を取りながら学童クラブの運営に努めているところである。教室が足りないのも実状としてある。今後、改築する学校については学童クラブのスペースを考慮していただくようにご配慮いただいているところである。

【会長】

学童クラブについては様々な考え方があると思われるが、更に検討していただく時間も必要であると思われる。その他に資料 NO. 8 での説明に関してご意見等はあるか。

【事務局】

今回、アンケート調査において自由意見に目を向けたところ、子どもを育てる環境には息抜きや気軽に利用できるような様々な受け皿が必要である事が示されていた。また、勝田地区では4割近くが本籍を置いていないという割合からも、自衛隊や日立製作所等に働く、本市が地元ではない子育て世代が多いという本市の特性を十分に捉えた上で、市ができること、民間ができることを見出していく必要がある。先程、複数の委員より必要性のご意見のあった水戸市のわんぱく・みとや、はみんぐぱく・みとのような建物を民間で建てる事は財政的に厳しく、市民が必要とするならば市も積極的に検討していく必要性があると、今回の皆さんのご意見を伺って強く感じた。

【委員】

今回の内容は盛りだくさんであったが、別の視点からみていくことも必要かと考える。例えば、生活保護世帯や一人親世帯に目を向けると、子どもを預けて働く事ができず、生活保護を受けるといったケースもある。預かる窓口を広げて生活保護世帯を減らすといった見方も必要ではないか。学童クラブについては、ボランティアについては責任の所在等もあり、担い手としては厳しい一面がある。今後は、学童クラブも専門職をおいて対応していく必要があると考えるが、民間において理想的な運営をしていくことは、非常に厳しいと感じた。

【委員】

学童クラブの件は、民間は経営であり、お金が必要とされる。本市の公設施設も今後については有料にしていくことを検討しているようだが、生活に困って働く世帯にとって有料は負担が大きいことが想定される。本市の独自性として無料の形を残すのも1つの案としてどうか。また、6年生までの学童クラブの利用が望まれる背景としては、高学年は自宅で1人でも対応できるが、多くの児童が家に閉じこもりゲームに没頭する等、大人の目が届かない部分があり心配な点もある。健全な子どもを育成するという観点からも、学童クラブを6年生まで拡大し、実施していく良さがあるのではないかと。

【委員】

孫が学童クラブを利用していたが、利用の効果については分からない部分はある。ただ、働く世帯のためには必要な場所である。ボランティアの担い手もただ集めるのではなく、推薦での選抜を行う等の対応が必要ではないかと。

【委員】

ボランティアの担い手としては、高齢者が多く、元気な子どもたちを相手にするには危険

性も伴っている。善意だけでは限界があり、ある程度の専門性も必要とされると考える。

【委員】

民間の学童クラブの料金はいくらになるのか？

【委員】

平日放課後はバス代・おやつ代込みで1日500円。休みの期間は、給食代・おやつ代込みで1日2,000円。

【委員】

他市町村の状況は？

【事務局】

平日放課後については月3,000円～4,000円。休みの期間は月7,000円程度のところが多い。

【会長】

それでは、(2)子ども・子育て支援事業計画について(②地域子ども・子育て支援事業に係る計画(案))については、事務局のご提案どおりに進めていく形でよろしいか。

【委員】

異議なし。

(3) その他

事務局より、次回会議開催予定等を示し、9月29日(月)開催で了承を得た。

(資料NO.14)

その後閉会